

## 【FPキャプテン】

# 資産・相続シートの使い方

課税明細書を使用して不動産の相続財産を計算します

注： 税理士で無い方が特定のお客様の個別の相続情報を取り扱っていると法律にふれるおそれがあります

姉妹製品： 私の想い【エンディングノート作成と相続税概算計算】

ウェブ・ステージ

1級ファイナンシャル・プランニング技能士



岩崎 康之



日本FP協会会員

URL: <http://webstage21.com/cf/>

E-mail: [webstage@ny.airnet.ne.jp](mailto:webstage@ny.airnet.ne.jp)

TEL : 045-624-9603

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 相続のご相談

資産家の田中さんが相続税がどのくらいかかるか知りたくご相談にいらっしやいました。  
ご家族は次になります。

- 本人(田中誠様72歳) 配偶者(由美様70歳) 長女(美咲様43歳) 長男(健太様40歳)
- 長女夫婦と同居(玄関共有・総2階建て) 土地・建物は全て本人(誠様)所有・登記
- 長男は独身(非正規社員)で増築した部屋に同居・玄関とDKを共有
- 現在田中誠様は年金生活: 厚生年金:211万円 由美様: 国民年金:80万円
- 自宅は本人が28歳時に3000万円で購入しローン完済済み
- 基本生活費は年間300万円、車と保険料は0円、1500万円の終身保険の支払完了
- 金融資産残高:3000万円 (昨年)

資産としては

- 自宅の他に賃貸マンション一室を所有 (賃貸マンションは継続して賃貸人が借りている)
- 週末にゴルフをするので横浜CCを購入
- 子供に相続時精算課税制度を使用して贈与

10年後の相続による受取額と相続税を知りたい

# 『質問票』に記入します

注：FPキャプテンは本来は20歳～59歳の給与所得者用ですが、今回は資産・相続の説明を簡単にするのが目的のために70歳代を使用します

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
181			お金の使い方を調べてみましょう（薄ピンク色の所にご記入をお願いします）										
182			質問票は <b>給与所得者 20歳～59歳</b> で年収が200万円以上を基本とします										
183	家族	何歳ですか（昨年末の満年齢）		72歳		①質問票に年齢を記入します		結婚予定					
184		配偶者は何歳ですか（昨年末の満年齢）		70歳		配偶者は20歳～59歳の方が対象です							
185		お子様の年齢(歳)又は誕生予定年(西暦)を入れて下さい		43		40							
186													
187	仕事	お仕事についてお伺いいたします。次の中から <b>選択</b> してください											
188			性別	企業規模の選択	職種の選択		税込年収(万円)の記入(*注)						
189		ご本人	男性	中企業(100人～999人)	産業全体								
190		配偶者	女性	選択	選択								
191		将来の仕事		注:ブランクの場合は統計値を使用します									
197	金融資産（昨年末）	3000万円		③質問票の金融資産に記入します									
198													
199	支出	家計についてお伺いいたします。次の中にご記入ください											
200		基本生活費(注)	年額(万円)	300万円	食費・水道・光熱・通信・交通・医療・被服・雑費・小遣い・交際費等								
201		家賃	年額(万円)		既に自宅								
202		車関連費	年額(万円)		車検代、車税金、車保険代、ガソリン代などの年平均額（車体価格を除く）								
203		保険料	年額(万円)	0万円	生命保険、医療保険、火災保険などの年平均額（車保険代を含みません）								
204		その他	年額(万円)		上記以外の支出（一種の用途不明金で預金や債券購入などを含みません）								
205		注:ブランクの場合											
206		自宅購入契約がある場合には次にご記入ください											
207		物件価格(万円)	金利タイプ	借入年齢(歳)	借入金額(万円)	年利(%)	期間(年)						
208		3000万円	固定金利	28歳	2400万円	7.000%	20年	⑤自宅購入を記入します					
209													
210		「承諾」に変更すると以前の情報は削除されます ⇒ 承諾											
211													
212		上記ご回答をグラフに表示		項目選択画面へ		★							
213		ここをクリック願います		⑦最後にここをクリックします									
214													
215													

このチャートは説明の為の『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 収入・支出・年間収支グラフの表示

家族4名 自宅購入

①入力の矢印を押します。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
39	次に進む⇒		『メニュー』へ ←		『入力』へ ←		『ローン』へ →		『キャッシュ』へ →		『キャッシュ2』へ →		『情報』へ →		

注:マクロを使用しない方は下の『タブ』をご使用下さい

収入・支出・年間収支

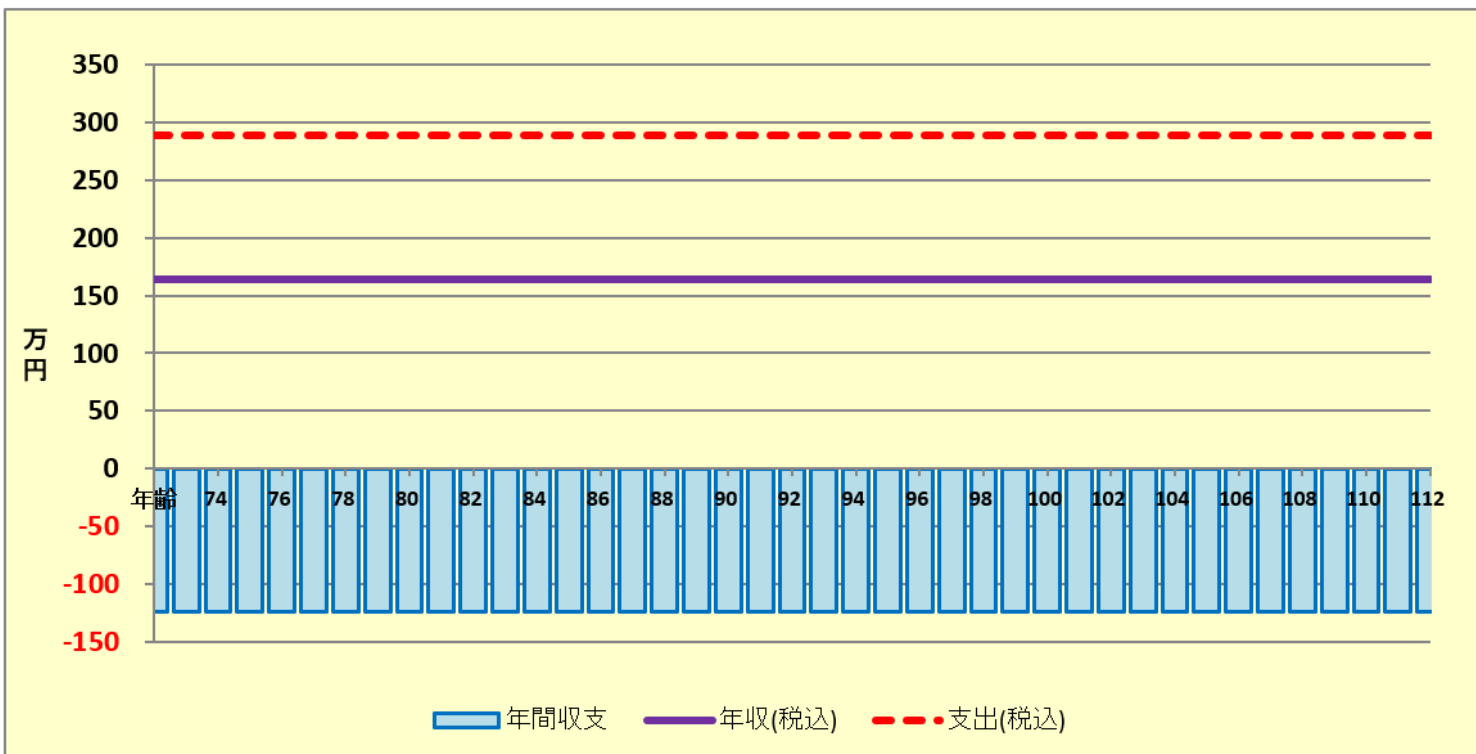
現状(例1)税込

作成者

印刷

様

記入日



他へ ↑ グラフの選択  
現状(例1)税込

次へ ↓

FPキャプテンで作成

このチャートは説明の為の『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 入力に詳細情報を入れます

	G	H	I	J	K	L	MN	O	P	Q	R	
8	計算は開始年・終了年を含みます 出力の金額は該当年の年末の額です								教育	幼歳	4	
9	無しは-1歳	第一子	第二子	第三子	子(父)	子(母)		教育番号	幼	小	中	
10	年齢(歳)	43	40	-1	-1	-1		第一子	11	2	3	
11	誕生西暦	0	0	0	0	0		第二子	11	2	3	
12	1					1		第三子	11	2	3	
13	昇給最終歳(60歳未満のこと)以降変動率は適用しない				無税パート上限			子(父)	11	2	3	
14	昇給最終歳	52	退職金変動率	0.000%	配/60歳時	100%		子(母)	11	2	3	
15	65歳時率(注)	88%	退職金率額	2.26	取得年齢	60						
16					0	0						
17	年額	副収入 #2	開始年	間隔:年毎	終了年	年額		① 公的年金受給額を入れます	終	%60歳		
18		夫婦 c						2	65%			
19	0	夫婦 d	0	0	0	0		本人	配偶者			
20	年間積立金	積立終了年	据置期間年	据置利息 %	受取期間年	受取利率 %		公的年金受取額	211			
21								厚生(1)/共済(2)	1	1		
22								統計値選択	1	1		
23								今回仕事開始年	23	23		
24	生命保険/	契約開始年	30					退職・掛金終了(歳)	64	64		
25	収入保障保険	契約終了年	120					② 生命保険金を入れます				
26	(被保険者=本人)	保険金額	1,500					年金開始年齢	65	65		
27	240	変動率・額						参考年齢 予備欄	65	65		
								早生まれ(1)	0	0		
								加給年金 c 万円	-1	0		
								振替加算 c 万円	0	-1		

① 公的年金受給額を入れます

② 生命保険金を入れます

③ 図の矢印を押します

このチャートは説明の為の『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 収入・支出・年間収支グラフの表示

家族4名 自宅購入

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
39	次に進む⇒	『メニュー』へ	『入力』へ	『ローン』へ	『キャッシュ』へ	『キャッシュ2』へ	『情報』へ								

注:マクロを使用しない方は下の『タブ』をご使用下さい

収入・支出・年間収支

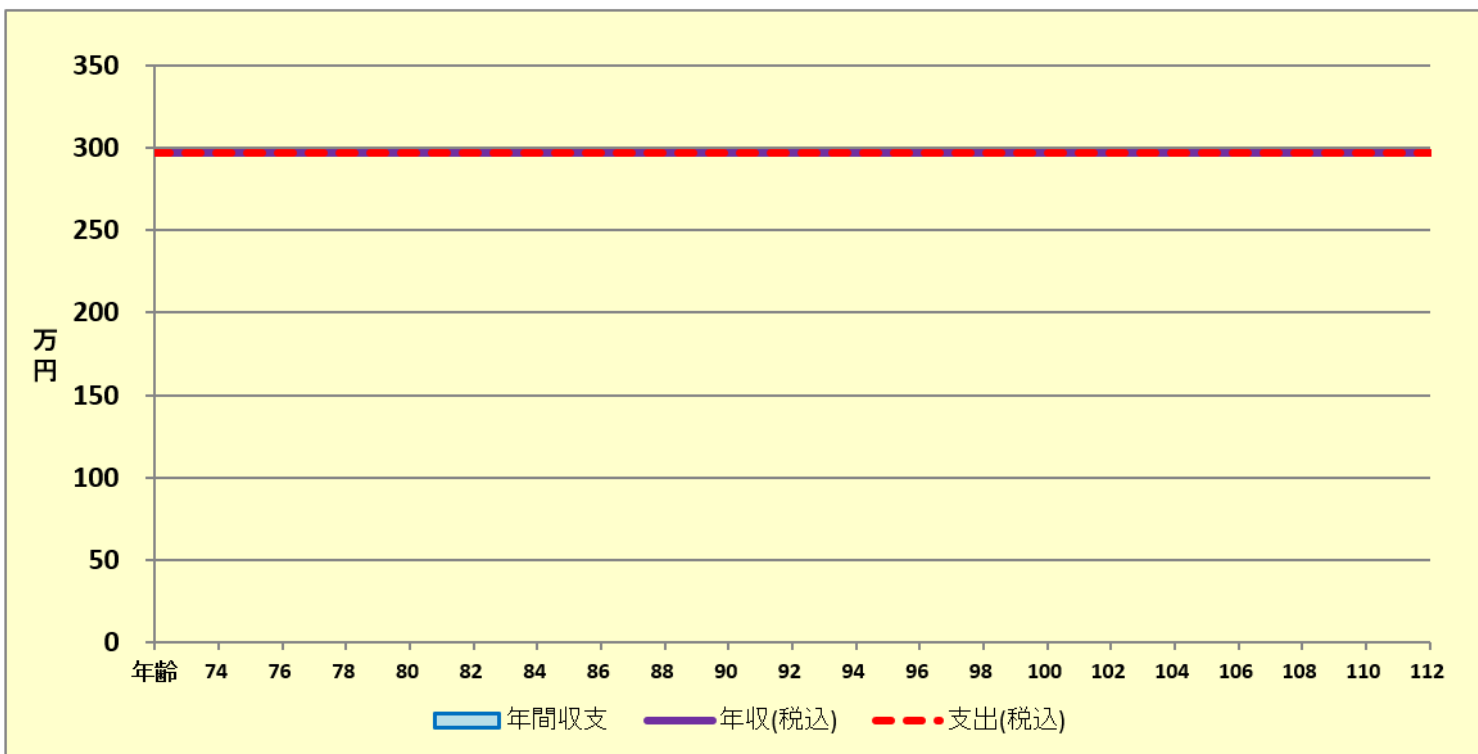
現状(例1)税込

作成者

印刷

様

記入日



他へ ↑  
 グラフの選択  
 現状(例1)税込

①上向きの赤矢印を押します。

次へ ↓

FPキャプテンで作成

このチャートは説明の為の『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 収入・支出・年間収支グラフの表示

家族4名 自宅購入

①キャッシュの矢印を押します。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P
	次に進む⇒	『メニュー』へ	←	『入力』へ	←	『ローン』へ	→	『キャッシュ』	→	『キャッシュ2』	→	『情報』へ	→		

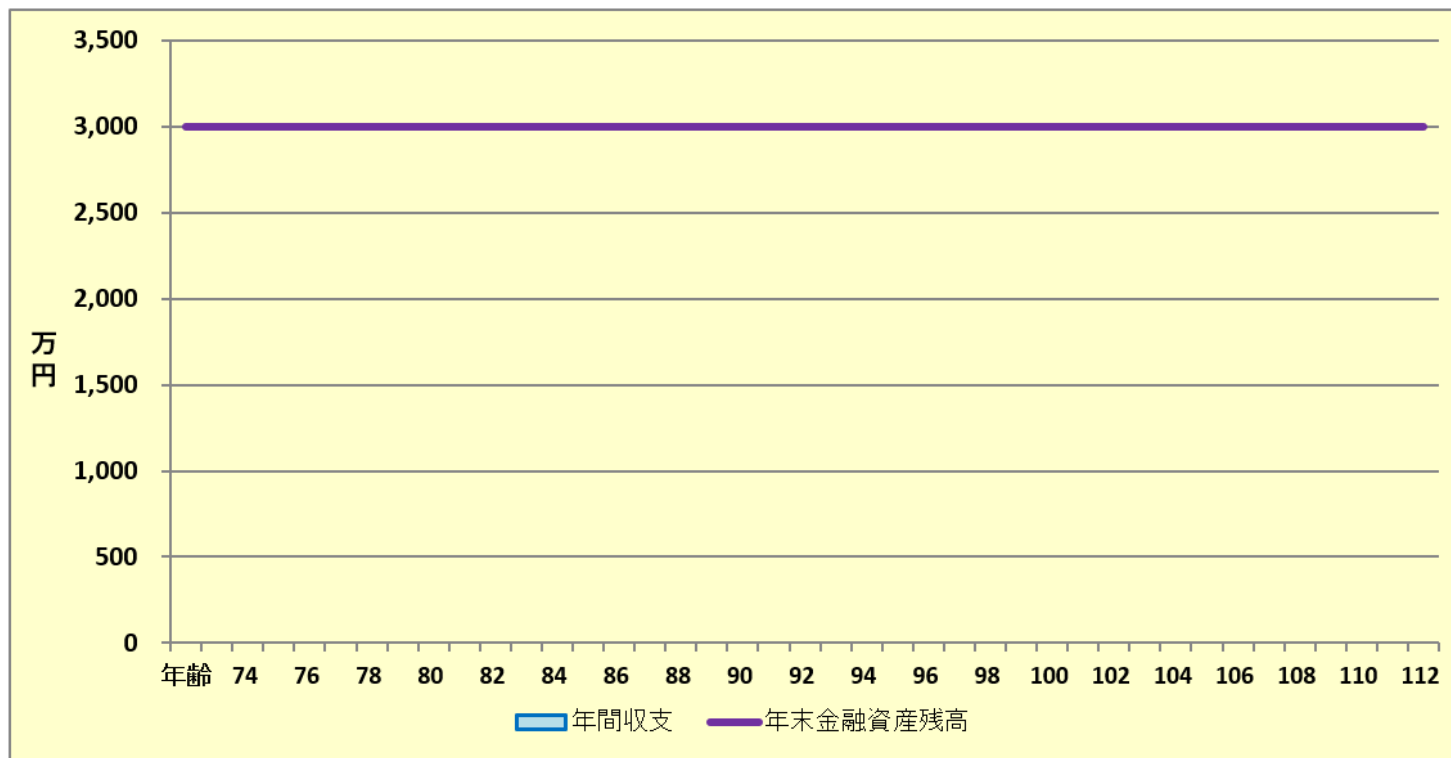
現状：収支と金融資産

作成者

印刷

様

記入日



グラフの選択  
現状：収支と金融資産

次へ ↓

西暦 = 1  
2

FPキャプテンで作成

このチャートは説明の為の『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

①資産の矢印を押します。

AB	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S				
2	次に進む⇒『資産』へ			『入力』へ		『図』へ		『ローン』へ		『総収支』へ		『キャッシュ2』へ		『情報』へ		印刷					
3	現状(例1:Input)		現状のキャッシュフロー表(単位:万円)													田中様		2021年12月1日		作成者 KFP木村太郎	
4	経過年数	西暦	基準年⇒	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13				
5				2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033				
6	ライフイベント		家族・夫婦予定																		
7			子供予定																		
8	年齢	太郎様	本人	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85				
9		由美様	配偶者	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83				
10		美咲様	第一子	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56				
11		健太様	第二子	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53				
16	予想値	参考:	太郎様	税込予測	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211	211				
17		参考:	由美様	税込予測	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86				
18		参考:	退職金	税込予測	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
19	収入	可処分所得	太郎様	2.186%	193	193	193	193	193	193	193	193	193	193	193	193	193				
20		可処分所得	由美様	0.000%	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77				
21		可処分所得	退職金	0.000%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
22		ローン借入金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
23		副収入:年金:一時的:注		0.000%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
24		その他ローン控除:個年金:注		0.000%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
25		収入合計(可処分所得)			270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270				
26	支出	基本生活費		0.000%	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240				
27		住居費(ローン以外)		0.000%	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30				
28		教育費		0.000%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
29		保険料		0.000%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
30		自動車関連費		0.000%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
31		一時的支出		0.000%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
32		その他支出:年金積立		0.000%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
33		支出小計1			270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270				
34		ローン返済代+諸費用			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
35		使途不明金		0.000%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
36	支出合計			270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270	270					
37	年間収支	3,000		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
38	年末金融資産残高	3,000	0.000%	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000					
39	ローン残高(年末)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					



# 『自宅』: 課税明細書を用意します (本人所有)

**変動率: 土地 2%**

## 課税明細書の見方 ① 土地の場合

A,Bは当説明資料上の「資産シート」の記入場所を指す

**所在・地番**  
土地の場所を表しています  
※住居表示の住所とは異なります。

**課税地積 A**  
課税している土地の  
広さ(面積)です。

**負担水準**  
「住宅用地の区分」ごとに、固定資産税の  
「本則課税標準額」に対する「前年度課税  
標準額」の割合(負担水準)を表示してい  
ます。

**平成28年度 課税明細書**

① 資産		② 所在・地番		③ 負担水準又は家屋番号		④ 軽減率(%)	
⑤ 現況地目等 又は種類・構造	⑥ 課税地積 床面積(㎡)	⑧ 前年度固定資産税 (比率)課税標準額(円)	⑩ 固定資産税 本則課税標準額(円)	⑦ 固定資産税 課税標準額(円)	⑨ 固定資産税 課税標準額(円)	⑪ 都市計画税 本則課税標準額(円)	⑬ 都市計画税 課税標準額(円)
土地	160.00	3020000	3220949	9.3%	3181047	6441899	44534
平地(小規模)	160.00	3020000	3220949	9.3%	3181047	6441899	44534
⑦ (評価額)	19325697	⑧ (比率)課税標準額(円)	⑩ (比率)課税標準額(円)	⑨ (比率)課税標準額(円)	⑪ (比率)課税標準額(円)	⑬ (比率)課税標準額(円)	⑭ (比率)課税標準額(円)
土地	160.00	3020000	3220949	9.3%	3181047	6441899	44534
平地(小規模)	160.00	3020000	3220949	9.3%	3181047	6441899	44534
⑦ (評価額)	19325697	⑧ (比率)課税標準額(円)	⑩ (比率)課税標準額(円)	⑨ (比率)課税標準額(円)	⑪ (比率)課税標準額(円)	⑬ (比率)課税標準額(円)	⑭ (比率)課税標準額(円)

**現況地目**  
1月1日現在の「現況  
地目」と「住宅用地の区  
分」を表しています。

**価格**  
土地の評価額です。  
**B**

**前年度(比準)課税標準額**  
「27年度の課税標準額」です。28年度の固  
定資産税・都市計画税を算出するために用  
います。

**本則課税標準額**  
「本来の課税標準額」という意味で、原則と  
して「価格」となります。ただし住宅用地のよ  
うに、課税標準の特例が適用されている場合  
は、「価格×特例率」となります。

**課税標準額(左)、税相当額(右)**  
左側(⑩、⑬)の「課税標準額」に税率(固定資産税 1.4%、都市計  
画税 0.3%)を乗じたものが、右側(⑪、⑭)の税相当額となります。  
※端数処理の関係上、実際の税額とは一致しません。

**住宅用地の区分**

**小:** 小規模住宅用地  
200㎡以下の部分は、  
特例率 固定資産税 1/6  
都市計画税 1/3  
となります。

**一:** 一般住宅用地  
200㎡を超える部分は、  
特例率 固定資産税 1/3  
都市計画税 2/3  
となります。

**非:** 非住宅用地  
住宅以外の敷地や空地  
固定資産税、都市計画税と  
も特例率はありません。

出典: <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/pdf/kazeimeisai/h28meisai-1.pdf>

このチャートは説明の為の『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 『自宅』: 課税明細書を用意します (本人所有)

変動率: 家屋 -4%

## 課税明細書の見方 ② 家屋の場合

A, Bは当説明資料上の「資産シート」の記入場所を指す

**平成28年度 課税明細書**

① 資産		② 所在・地番		③ 負担率又は家屋番号		④ 軽減相当税額(円) 上2桁は階数	
⑤ 現況地目等 又は種類・構造	⑥ 課税地積 床面積(m <sup>2</sup> )	⑧ 前年度固定資産税 (比率)課税標準額(円)	⑩ 固定資産税 本則課税標準額(円)	⑫ 固定資産税 課税標準額(円)	⑭ 固定資産税相当額(円)	⑦ 価格 (円)	⑨ 前年度都市計画税 (比率)課税標準額(円)
⑦ 価格 (円)		⑨ 前年度都市計画税 (比率)課税標準額(円)	⑪ 都市計画税 本則課税標準額(円)	⑬ 都市計画税 課税標準額(円)	⑮ 都市計画税相当額(円)		
家屋	推町1-1						
名称: 木造	103.00			3112351	43572		
	3112351			3112351	9337		

**所在・地番**  
家屋の場所を表しています  
※住居表示の住所とは異なります。

**課税床面積**  
課税対象となる家屋の  
床面積です。

**軽減相当税額・減額事由**  
一定の要件を満たした新築住宅等に係る軽減相当税額を表しています。  
上2桁は、減額事由を表すコード番号です。

**主な減額事由コード**

- 一般の新築住宅  
60, 64, 6A, 6B
- 新築省エネ対策住宅  
6C, 6D
- 認定長期優良住宅  
7K, 7L
- 高齢者向け優良賃貸住宅  
72
- サービス付き高齢者向け住宅  
66, 67
- 市街地再開発事業の施設建築物  
69, 71, 6J, 6K, 6L

**種類・構造**  
家屋の種類及び構造を表しています。  
(家屋の構造)  
SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート造  
RC: 鉄筋コンクリート造  
S: 鉄骨造  
レガ: れんが・石造  
C B: コンクリートブロック造  
LGS: 軽量鉄骨造

**価格**  
家屋の評価額です。

**課税標準額(左)、税相当額(右)**  
左側(⑫、⑬)の「課税標準額」に税率(固定資産税1.4%、都市計画税0.3%)を乗じたものが、右側(⑭、⑮)の税相当額となります。  
※端数処理の関係上、実際の税額とは一致しません。

出典: <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/pdf/kazeimeisai/h28meisai-2.pdf>

このチャートは説明のための『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 『賃貸マンション』: 課税明細書を用意します (本人所有)

**変動率: 土地 2%  
家屋 -2%**

## 課税明細書の見方 ③ 区分所有マンションの場合

**所在・地番**  
土地の場所を表しています  
※住居表示の住所とは異なります。

**A**  
**課税地積**  
マンション敷地全体の  
広さ(面積)です。

**B**  
**価格**  
マンション敷地全体の  
評価額です。

**前年度(比準)課税標準額**  
「27年度の課税標準額」です。28年度の固定資産  
税・都市計画税を算出するために用います。  
(マンション敷地全体の額が表示されています。)  
中段: 固定資産税  
下段: 都市計画税

**本則課税標準額**  
「本来の課税標準額」という意味で、マンション敷地の場合  
には、原則として「価格×住宅用地の特例率(固定資産  
税 1/6、都市計画税 1/3)」となります。(マンション敷地全  
体の額が表示されています。)  
中段: 固定資産税  
下段: 都市計画税

**C: 中段**

**A,B,C,Dは当説  
明資料上の「資  
産シート」の記入  
場所を指す**

平成28年度 課税明細書									
所有者氏名	所在・地番		負担水準又は家屋番号		横浜 太郎 様分				
⑤ 現況地目等 又は種類・構造	⑥ 課税地積 未登録 (㎡)	⑧ 前年度固定資産税 (比準)課税標準額(円)	⑩ 固定資産税 本則課税標準額(円)	⑫ 固定資産税 課税標準額(円)	④ 固定資産税相当額(円)				
⑦ 価格 (評価額)(円)	⑨ 前年度都市計画税 (比準)課税標準額(円)	⑪ 都市計画税 本則課税標準額(円)	⑬ 都市計画税 課税標準額(円)	⑤ 都市計画税相当額(円)					
土地	〒1-1 (区分番号 502)								
共用土地	1250.50	27430298	25173734	1097211	15360				
	151042404	54550021	50347468	2182000	6540				
家屋	〒1-1	502	1-1-22						
居宅 RC	66.75			7408916	103724				
	7408916			7408916	22226				

「共用土地」は、区分所有  
マンションの底地です。

家屋は、各住戸の専有面  
積＋共用部分です。

**D: 中段左**

中段: 固定資産税  
下段: 都市計画税

**種類・構造**  
家屋の種類及び構造を表して  
います。

**A**  
**課税床面積**  
課税対象となる家屋の  
床面積です。

**B**  
**価格**  
家屋の評価額です。

**所在・地番**  
家屋の場所・部屋番号を表しています。  
※住居表示の住所とは異なります。

**課税標準額(左)、税相当額(右)**  
左側(⑩、⑬)の「課税標準額」に税率(固定資産税 1.4%、都  
市計画税 0.3%)を乗じたものが、右側(⑫、⑮)の税相当額とな  
ります。(お持ちの持分に応じた額が表示されています。)  
※端数処理の関係上、実際の税額とは一致しません。

出典: <http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/citytax/shizei/pdf/kazeimeisai/h28meisai-3.pdf>

このチャートは説明のための『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

「課税明細書」に沿って不動産を入力します

小規模宅地等の特例要件を満たしている場合

本人の財産目録をご入力下さい。 キャッシュフロー表と分離しても使用可能です

Excel 2010 以上に対応 Copyright © 2014 http://webstage21.com All Right reserved 注: マクロを使用

2015年度1月施行法令を適用 次ぐに進む 『入力』へ 『相続』へ

肌色部分に出来る限りの入力をお願いします。 黄緑色の部分に入力されますとより正確な情報になります。

② 『変動率』を記入して下さい  
手計算での検証は難しくなります

③ 『マンション』の時、すべて記入

④ 青矢印を押して、動産を開きます。

③ 固定資産税「課税明細書」を使用して不動産の情報を入力します。

① 『資産』シート・タブを表示しています

財産目録(本人分)						基準年	2020	相続人数	3
当結果を相続税の申告に使用出来ません。また税理士でない方が特定のお客様の個別の相続情報を取り扱いますと法律にふれるおそれがあります。						1		2	

不動産(本人所有分) キャッシュフロー表非反映						固定資産の課税明細書(概算値計算) 単位:円				小規模宅地等の評価減(特例)			
種類	居住形態	資産	種別	竣工年	借地(家)権割合	持分×(割合)	課税地積(㎡)(注1) A	価格(評価額)(円)(注2) B	登記簿の全体又は本則課税標準額 C	登記簿の持分又は課税標準額 D	時価修正	公示価格に換算(本人の持分)	変動率
自宅	2	土地	0		100%	100%	160.00	¥19,325,697	¥0	¥0	100%	¥27,608,139	2.000%
			1	1976	100%	100%	103.00	¥3,112,351			100%	¥3,112,351	-4.000%
貸家(地)	1	土地	0		21%	100%	1,250.00	¥151,042,404	¥25,173,734	¥1,097,211	100%	¥7,429,686	2.000%
			0		30%	100%	66.75	¥7,408,916		¥7,408,916	100%	¥5,186,241	-2.000%
貸家(地)		土地			21%	100%			¥0	¥0	100%	¥0	
					30%	100%				¥0	¥0	100%	¥0
別荘(他)		土地			30%	100%			¥0	¥0	100%	¥0	
					21%	100%				¥0	¥0	100%	¥0
		土地			100%	100%			¥0	¥0	100%	¥0	
					100%	100%				¥0	¥0	100%	¥0
		家屋			100%	100%					100%	¥0	
					100%	100%						100%	¥0

民法の法定利率: 3%

注: A,B,C,Dは当説明資料上の「課税明細書」の場所を指す

注: マンションの場合の土地の課税地積(注1)と価格(評価額)(注2)はマンション全体の値になります。相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例(小規模宅地等の特例)は、自宅と貸家リスト上2件に順に適用します『居住形態』を入力すると課税価格に反映します。

『動産』に記入します

A		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
48		動産(本人所有分)										単位:円	キャッシュフロー表に反映しません
49		種類	名称	購入価格	購入時期(年)	時価 又は 車 両(車体)保険金	持分	本人の時価	変動率				
50		6	横浜CC	¥8,000,000	2010	¥2,000,000	100%	¥2,000,000					
51							100%	¥0					
52							100%	¥0					
53							100%	¥0					
54							100%	¥0					
55							100%	¥0					
56							100%	¥0					
57							100%	¥0					
58							100%	¥0					
59							100%	¥0					
60							100%	¥0					
61							100%	¥0					
62							100%	¥0					
63							100%	¥0					
64							100%	¥0					
65							100%	¥0					
66							100%	¥0					
67							100%	¥0					
68							100%	¥0					

注: 適切な『種類』を入力すると財産目録の資産に反映します

このチャートは説明の為の『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

『死亡保険金』を反映します

死亡保険金・解約返戻金(本人契約分)						単位:円	キャッシュフロー表に反映しません			
種類	名称	契約額	保険料負担者区分	被保険者・区分	保険金受取人区分	死亡保険金	解約返戻金	本人持分	相続税対象額	変動率
								100%	¥0	
								100%	¥0	
								100%	¥0	
								100%	¥0	
								100%	¥0	
								100%	¥0	
1	入力シートの現状(例1)の生命保険金を反映		9	9	8	¥15,000,000		100%	¥15,000,000	

注: 適切な『種類』を入力すると財産目録の資産に反映します 一般的は保険契約に基づきます

死亡退職金・弔慰金(予定:本人受取分)					キャッシュフロー表に反映しません
種類	名称	退職金・弔慰金	弔慰金非課税限度額	変動率	

注: 適切な『種類』を入力すると財産目録の資産に反映します

① 入力シートの現状(例1)の生命保険金繁栄を選択します

② 青矢印を2回押して、相続時精算課税制度を開きます。

このチャートは説明の為の『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 『相続時精算課税制度』を記入します

相続時精算課税制度(本人贈与分) 対象年齢の子供を記載願います。(年齢確認をしていません) 当ソフトは孫には対応しません。

順番	区分	受贈者	贈与年	贈与財産額(円)
1	1	子1	2015	¥22,000,000
2	2	子2	2017	¥21,000,000
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

贈与額は資産から自動的に削除しません。

① 必要事項を記入します

並替後情報保管 → 贈与税表示 →

贈与(本人贈与分)

贈与額は資産から自

子・孫への生前贈与の非課税枠計算は右の矢印を押す →

順番	区分	受贈者	贈与年	贈与財産額(円)	概算: 贈与税額(円)	申告: 贈与税額(円)	贈与税名	非課税額(円)
1	0			¥0	¥0	¥0		¥0
2	0			¥0	¥0	¥0		¥0
3	0			¥0	¥0	¥0		¥0
4	0			¥0	¥0	¥0		¥0
5	0			¥0	¥0	¥0		¥0

メニュー 入力 情報 図 ローン キャッシュ キャッシュ2 総収支 家計簿 ダイヤモンド 資産 相続 提案書 係数

② 「相続」を押します

このチャートは説明の為の『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

注： 税理士で無い方が特定のお客様の個別の相続情報を取り扱くと法律にふれるおそれがあります

4 本人の資産の状況による相続税の概算です。 キャッシュフロー表と分離しても使用可能です

5 Excel 2010以上に対応 Copyright © 2014 http://webstage21.com All Right reserved 注: マクロを使用しない方は下の『タブ』

6 2015年度1月施行法令を適用 次ぐに進む 『入力』へ 『資産』へ

7 肌色部分に出来る限りの入力をお願いします。

13 相続税の状況 基準年 2020 相続税計算年 2030

14 当結果を相続税の申告に使用出来ません。また税理士でない方が特定のお客様 贈与額 (相続時精算課税制度を含む) は資産から自動的に削除していません。

15 の個別の相続情報を取り扱いますと法律にふれるおそれがあります。

17 下記の結果を相続税として申告出来ません

18 相続情報 配偶者以外の相続人が兄弟姉妹甥姪だけの場合は『1』⇒ 0

19 (子・孫・両親・祖父・祖母がいない場合)

基準年・年末年齢	本人(本人)	配偶者 ↓	子(1) ↓	子(2) ↓	子(3) ↓	子(4) ↓	子(5) ↓
基準年 2020	自動 72	70	43	40	-1	-1	-1
	入力 72	70	43	40			
	相続人	孫 ⇒					
	年齢	孫 ⇒					
		孫 ⇒					
		孫 ⇒					
		孫 ⇒					
	小規模宅地等の特例適用者 = 1		1	1	1	1	1

28 年齢を修正・追記する場合は上記の表の『肌色部分』をお願いします。実存しない場合『-1』又は『-888』と表示することがあります。

一次相続人数	配偶者	子供(含代襲相続)	小規模宅地適用数	父母	兄弟姉妹(含代襲)
3	1	2	3	0	0

①相続税を計算する年を入れます

②青色の下向き矢印を押します

このチャートは説明の為に『代表例』であり、この様になるとは限りません。皆様方におかれましては、ご自身の情報からご自身のチャートを作成して下さい。

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。



# 相続シート

## 『相続財産』が分かります キャッシュフローの金融資産残高を呼び込みます

小規模宅地等の特例要件を満たしている場合

小規模宅地等の特例を使用します

					単位:円			
本人の相続財産					相続額(於計算年)	控除額*注2	小計	相続額
本人の資産								
↑ 本来の相続財産								¥46,714,094
不動産*注1					¥40,475,459	¥25,161,365	¥15,314,094	
動産					¥1,400,000		¥1,400,000	
資産に計上の現金・預貯金								
その他の金融資産と解約返戻金							¥0	
キャッシュフロー金融資産*注2					¥30,000,000		¥30,000,000	
みなし相続財産								¥0
死亡保険金(受取人固有の財産)					¥15,000,000	¥15,000,000	¥0	
死亡退職金					¥0	¥0	¥0	
弔慰金(非課税額以上は死亡退職金へ移管)					¥0	¥0	¥0	
相続時精算課税適用財産額					¥43,000,000			¥43,000,000
3年以内の生前贈与加算額					¥0	¥0	¥0	¥0
注1:不動産の相続額は推定値ですので税務署にお尋ねください								
注3:キャッシュフロー金融資産は近似計算をした概算値です								
								課税価格
								¥89,714,094

① 現状の金融資産を使用するので「1」を入れます

注:世帯合計の金融資産残高を代用として使用します。

入力シートの現状(例1)の生命保険金を加算

\*注:贈与年を年始、相続年を年末として計算しています。相続開始3年以内の判断が違う場合は贈与年をずらして下さい。

### 本人の負債

		負債額(於計算年)	負債額
ローン残高(キャッシュフロー上と資産の合計)*注3		¥0	¥0
資産に計上のその他負債/費用		¥0	¥0
資産に計上の葬儀費用		¥0	¥0
注3:キャッシュフロー上のローン残高は資産の欄と連動しています			
		負債合計	¥0

単位:円

相続財産	¥129,875,459
控除額	¥48,000,000
遺産に係る基礎控除額	¥48,000,000

② 相続財産です

		総相続額	控除額	課税遺産総額	相続税の総額
↓ 相続税計算(概算) 法定相続分に応じる計算		¥104,714,094	¥63,000,000	¥41,714,000	
分割財産 (除く:死亡保険金と生前贈与加算)		¥114,875,459	配偶者の税額軽減前の相続税の総額→		¥4,757,100

③ 今回の場合の相続税総額です

『入力』欄で修正しない場合の相続人の年齢と数は『例1(キャッシュフロー1)』を使用します

④ 青色の下向き矢印を押します

注: 税理士で無い方が特定のお客様の個別の相続情報を取り扱っていると法律にふれるおそれがあります

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

注：税理士で無い方が特定のお客様の個別の相続情報を取り扱くと法律にふれるおそれがあります

2015年度1月施行法令を適用		単位：円					相続する子供の人数にあわせて(1)~(5)の順に配分率を入れる					
相続税計算(概算)		配偶者	子(1) 孫	子(2) 孫	子(3) 孫	子(4) 孫	子(5) 孫					
相続人		配偶者	子(1) 孫	子(2) 孫	子(3) 孫	子(4) 孫	子(5) 孫					
配分率(未入力=法定): 子供のみ適用		自動計算										
相続年	2030	相続時年齢	80	53	50							
法定相続分(%除<:死亡保険金・生前贈与加算)			50.00%	25.00%	25.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%		
新配分率(%除<:死亡保険金・生前贈与加算)			50.00%	25.00%	25.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%		
配偶者居住権(額):	子・遺留分請求目安	¥3,563,861	対象ではない	対象ではない								
受取総額(相続額他 下記内訳参照*)		¥72,437,730	¥28,718,865	¥28,718,865	¥0	¥0	¥0					
相続税額(軽減・控除前注*)		¥2,378,550	¥1,189,275	¥1,189,275	¥0	¥0	¥0					
未成年者控除(人*年数)		0	0	0	0	0	0					
未成年者控除額		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0					
完了納付額 相続時精算課税		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0					
納付すべき相続税		¥0	¥1,189,200	¥1,189,200	¥0	¥0	¥0					
額	相続額(代襲:孫当り目安)											
税	今回相続税(代襲:孫当り目安)											
*内訳	相続額(財産)	受取総額	¥57,437,730	¥28,718,865	¥28,718,865	¥0	¥0					
	死亡保険金	受取総額	¥15,000,000	¥0	¥0	¥0	¥0					
	生前贈与(加算)	除非課税分	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0					
参考	(相続時精算課税)	受取総額		¥22,000,000	¥21,000,000	¥0	¥0					

配偶者居住権 + 敷地利用権

小規模宅地等の特例要件を満たしている場合

①各人の相続税

贈与額(相続時精算課税制度を含む)は資産から自動的に削除していません。

注 当結果を相続税の申告に使用出来ません。また税理士でない方が特定のお客様の個別の相続情報を取り扱いますと法律にふれるおそれがあります。これらの値はあくまでも概算です。特に土地を固定資産税評価額で代用した場合は修正が必要となります。税額計算は税務署並びに税理士にお問い合わせください。寄付金、障害者控除などの未対応部分に関してはココをクリックして利用規約を確認下さい。配偶者と子供の両方がいない場合は、税務署などにお問い合わせください。\*1 配偶者税額軽減前と未成年者控除前の額法定相続で分割した場合です。キャッシュフローと連携した場合の相続人の数は『例1(キャッシュフロー-1)』を使用します。配偶者の税額軽減を適用する場合は、最大限適用した場合です。配偶者の税額軽減後(1) ⇒ 1

# 前ページ配分率で分割した場合の例

# (法定相続)

小規模宅地等の特例要件を満たしている場合

相続税計算と時価との比較			相続税申告書に記載する額			単位：円			
	時価	相続評価額	控除小規模宅地	配偶者相続額	長女相続額	長男相続額	配偶者時価	長女時価	長男時価
自宅土地	33,654,157	26,923,333	21,538,666						
自宅建物	2,069,193	2,069,193	0	共有登記	共有登記				
自宅	35,723,350	28,992,526	21,538,666	23,194,021	5,798,505		28,578,680	7,144,670	
				80%	20%		80%	20%	
賃貸土地	9,056,746	7,245,397	3,622,699						
賃貸建物	4,237,537	4,237,537	0	共有登記		共有登記			
賃貸	13,294,283	11,482,934	3,622,699	9,186,347		2,296,587	10,635,426		2,658,857
				80%		20%	80%		20%
ゴルフ場	2,000,000	1,400,000				1,400,000			2,000,000
預金	30,000,000	30,000,000		25,057,362	920,360	4,022,278	25,057,362	920,360	4,022,278
保険金	15,000,000	15,000,000		15,000,000			15,000,000		
精算課税	43,000,000	43,000,000			22,000,000	21,000,000		22,000,000	21,000,000
合計	139,017,633	129,875,460	25,161,365	72,437,730	28,718,865	28,718,865	79,271,468	30,065,030	29,681,135
配分率	除：保険金			50.00%	25.00%	25.00%	51.82%	24.24%	23.93%
相続税				0	1,189,200	1,189,200			

注：税理士で無い方が特定のお客様の個別の相続情報を取り扱っていると法律にふれるおそれがあります

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

①各人の配分率を変更できます

小規模宅地等の特例要件を満たしている場合

2015年度1月施行法令を適用		単位:円					相続する子供の人数にあわせて(1)~(5)の順に配分率を入れる				
相続税計算(概算)		配偶者	子(1) 孫	子(2) 孫	子(3) 孫	子(4) 孫	子(5) 孫				
相続人		自動計算	30.00%	30.00%							
配分率(未入力=法定): 子供のみ適用		自動計算	30.00%	30.00%							
相続年	2030	相続時年齢	80	53	50						
法定相続分(%除く:死亡保険金・生前贈与加算)			50.00%	25.00%	25.00%	0.00%	0.00%	0.00%			
新配分率(%除く:死亡保険金・生前贈与加算)			40.00%	30.00%	30.00%	0.00%	0.00%	0.00%			
配偶者居住権(額):	子・遺留分請求目安	¥3,563,861	対象ではない	対象ではない							
受取総額(相続額他 下記内訳参照*)		¥60,950,184	¥34,462,638	¥34,462,638	¥0	¥0	¥0				
相続税額(軽減・控除前注*)		¥1,902,840	¥1,427,130	¥1,427,130	¥0	¥0	¥0				
未成年者控除(人*年数)		0	0	0	0	0	0				
未成年者控除額		¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0				
完了納付額	相続時精算課税	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0				
納付すべき相続税		¥0	¥1,427,100	¥1,427,100	¥0	¥0	¥0				
額	相続額(代襲:孫当り目安)				¥0	¥0	¥0				
税	今回相続税(代襲:孫当り目安)				¥0	¥0	¥0				
*内訳	相続額(財産)	受取総額	¥45,950,184	¥34,462,638	¥34,462,638	¥0	¥0				
	死亡保険金	受取総額	¥15,000,000	¥0	¥0	¥0	¥0				
	生前贈与(加算)	除非課税分	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0				
参考	(相続時精算課税)	受取総額		¥22,000,000	¥21,000,000	¥0	¥0				

贈与額(相続時精算課税制度を含む)は資産から自動的に削除していません。

注 当結果を相続税の申告に使用出来ません。また税理士でない方が特定のおお客様の個別の相続情報を取り扱いますと法律にふれるおそれがあります。これらの値はあくまでも概算です。特に土地を固定資産税評価額で代用した場合は修正が必要となります。税額計算は税務署並びに税理士にお問い合わせください。寄付金、障害者控除などの未対応部分に関してはココをクリックして利用規約を確認下さい。配偶者と子供の両方がいない場合は、税務署などにお問い合わせください。\*1 配偶者税額軽減前と未成年者控除前の額上記配分率を適用した場合です。キャッシュフローと連携した場合の相続人の数は『例1(キャッシュフロー-1)』を使用します。配偶者の税額軽減を適用する場合は、最大限適用した場合です。配偶者の税額軽減後(1) → 1

配偶者居住権  
+ 敷地利用権

小規模宅地等の特例要件を満たしている場合

②各人の相続税

# 前ページ配分率で分割した場合の例（配分率を変えた場合）

小規模宅地等の特例要件を満たしている場合

相続税計算と時価との比較			相続税申告書に記載する額			単位：円			
	時価	相続評価額	控除小規模宅地	配偶者相続額	長女相続額	長男相続額	配偶者時価	長女時価	長男時価
自宅土地	33,654,157	26,923,333	21,538,666						
自宅建物	2,069,193	2,069,193	0	共有登記	共有登記				
自宅	35,723,350	28,992,526	21,538,666	17,395,516	11,597,010		21,434,010	14,289,340	
				60%	40%		60%	40%	
賃貸土地	9,056,746	7,245,397	3,622,699						
賃貸建物	4,237,537	4,237,537	0						
賃貸	13,294,283	11,482,934	3,622,699	0		11,482,934	0		13,294,283
				0%		100%	0%		100%
ゴルフ場	2,000,000	1,400,000				1,400,000			2,000,000
預金	30,000,000	30,000,000		28,554,668	865,628	579,704	28,554,668	865,628	579,704
保険金	15,000,000	15,000,000		15,000,000			15,000,000		
精算課税	43,000,000	43,000,000			22,000,000	21,000,000		22,000,000	21,000,000
合計	139,017,633	129,875,460	25,161,365	60,950,184	34,462,638	34,462,638	64,988,678	37,154,968	36,873,987
配分率	除：保険金			40.00%	30.00%	30.00%	40.31%	29.96%	29.73%
相続税				0	1,427,100	1,427,100			

注：税理士で無い方が特定のお客様の個別の相続情報を取り扱っていると法律にふれるおそれがあります

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# FPキャプテン\_相続シート\_主要部分の計算式 (1/2)

相続財産

= 本来の相続財産 + みなし相続財産 - 負債合計 + 3年以内の生前贈与加算額(小計)

Excel O74=(MAX((SUM(I60:I64)+SUM(I66:I69)-L78),0)+L70)

総相続額

= 相続財産 - 不動産控除額

Excel I81=(O74-J60)

(相続税計算:控除額) = みなし相続財産の控除額合計 + 控除額(通常:基礎控除額)

Excel J81=(J66+J67+J68+O75)

課税遺産総額

= (相続税計算:総相続額) - (相続税計算:控除額)

Excel K81=(IF((I81-J81)<0,0,ROUNDDOWN((I81-J81),-3)))

分割可能相続額

= (相続税計算:総相続額) - 死亡保険金 - 3年以内の生前贈与加算額(小計)

Excel I82=(I81-I66-L70+\$AE\$208+J60)

配偶者税額軽減前\_相続税総額 = 法廷分割時の配偶者相続税総額(非表示)

Excel L82=ROUNDDOWN(N89\*10000,-2)

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# FPキャプテン\_相続シート\_主要部分の計算式 (2/2)

法廷分割時の配偶者相続税総額

= 法定相続で分割した時の相続額合計 [ (配偶者+子+父母+兄弟姉妹) or (各子の孫) ]

Excel N89=SUM(N85:N88)+SUM(AE85:AE89)

配偶者居住権\*

= 建物の相続税評価額 - 建物の相続税評価額 × [ (耐用年数 - 経過年数 - 存続年数) ÷ (耐用年数 - 経過年数) ] × 存続年数に応じた福利原価率

敷地利用権\*

= 土地の相続税評価額 - 土地の相続税評価額 × 存続年数に応じた福利原価率

(\*出典:国税庁 No.4666 配偶者居住権等の評価)

貸家建付地の価額\*\*

= 自用地としての価額 - 自用地としての価額 × 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合

(\*\*出典:国税庁 No.4614 貸家建付地の評価)

アパート等の家屋の評価\*\*\*

= 固定資産税評価額 - 固定資産税評価額 × 借家権割合 × 賃貸割合

(\*\*\*出典:国税庁 No.4602 土地家屋の評価)

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# FPキャプテンの資産・相続シートの特徴

- キャッシュフロー作成で入力した情報(年齢、家族構成、金融資産、死亡保険金など)を複写出来ます。
- 税務署の相続税申告書のように財産の明細書から記述するのではなく、大雑把にまた簡単に相続税を自動計算することを主眼にしています。
- 不動産の相続税計算は固定資産税評価額を転記するだけで計算します。固定資産税評価額の改定は3年に一度ですのでおおよその額になります。
  - ✓ 相続税申告書の不動産(土地)は路線価から計算し、奥行価格補正率、側方路線影響加算率、二方路線影響加算率などを乗じて計算し、複雑で間違いやすいので簡単な方法を採用しています。(参考: No.4604 路線価方式による宅地の評価)
- 相続税申告書と言葉が違う箇所がありますが、計算順番は相続税申告書に沿っています。
  - ✓ 概ね次ページの「【相続税計算】詳細 図解」に沿っています。
- 小規模宅地等の特例の使用をするか否かの選択が出来ます。
- 子・孫への生前贈与の非課税枠を自動計算出来ます。
- 「配偶者居住権 + 敷地利用権」を自動計算します。

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。



# 付録

## 【相続税計算】詳細 図解

相続税の申告の仕方（税務署）に沿って

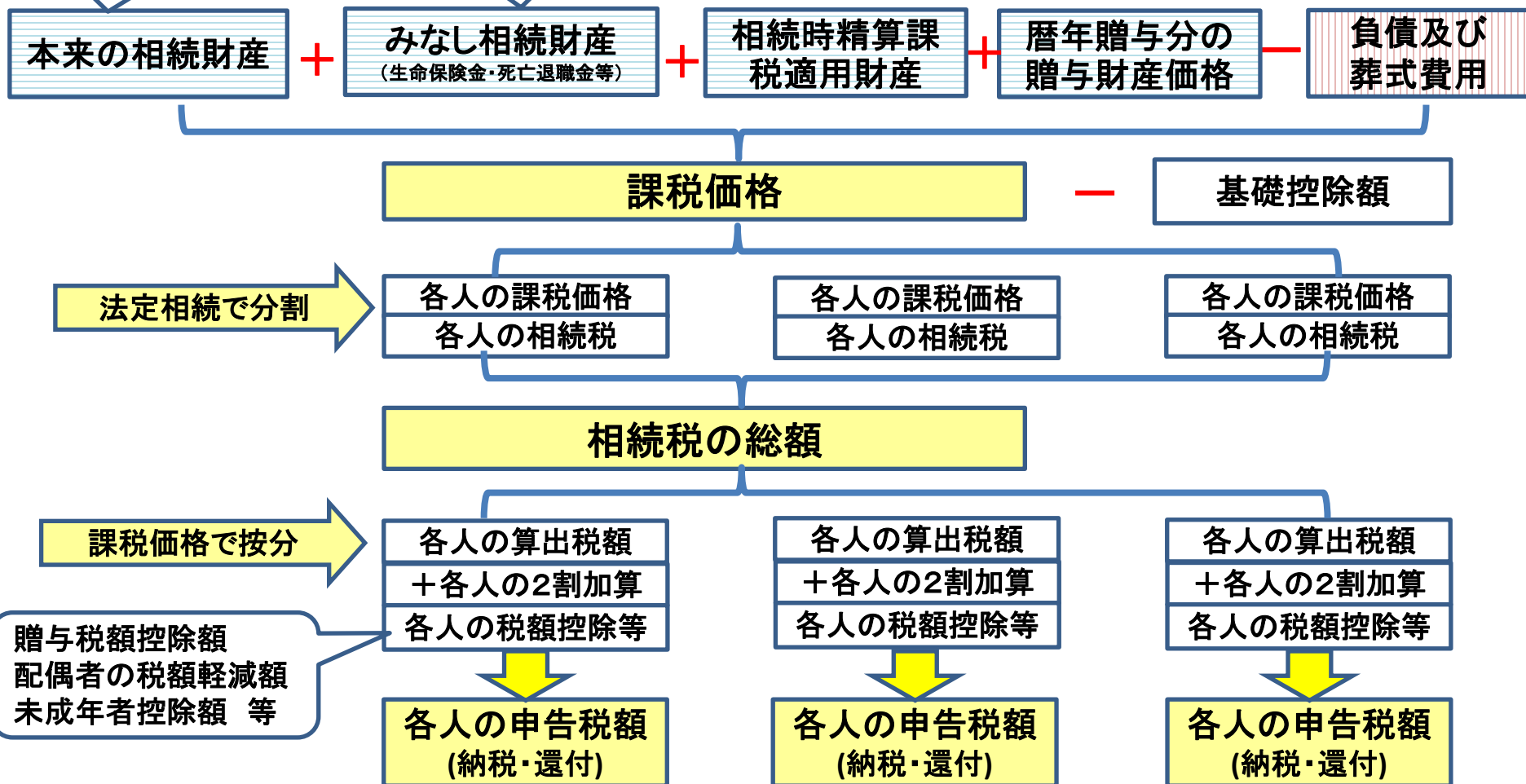
事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 【参考】：図解：相続税計算の概要

控除額 (小規模宅地等の特例等) を引いた残額

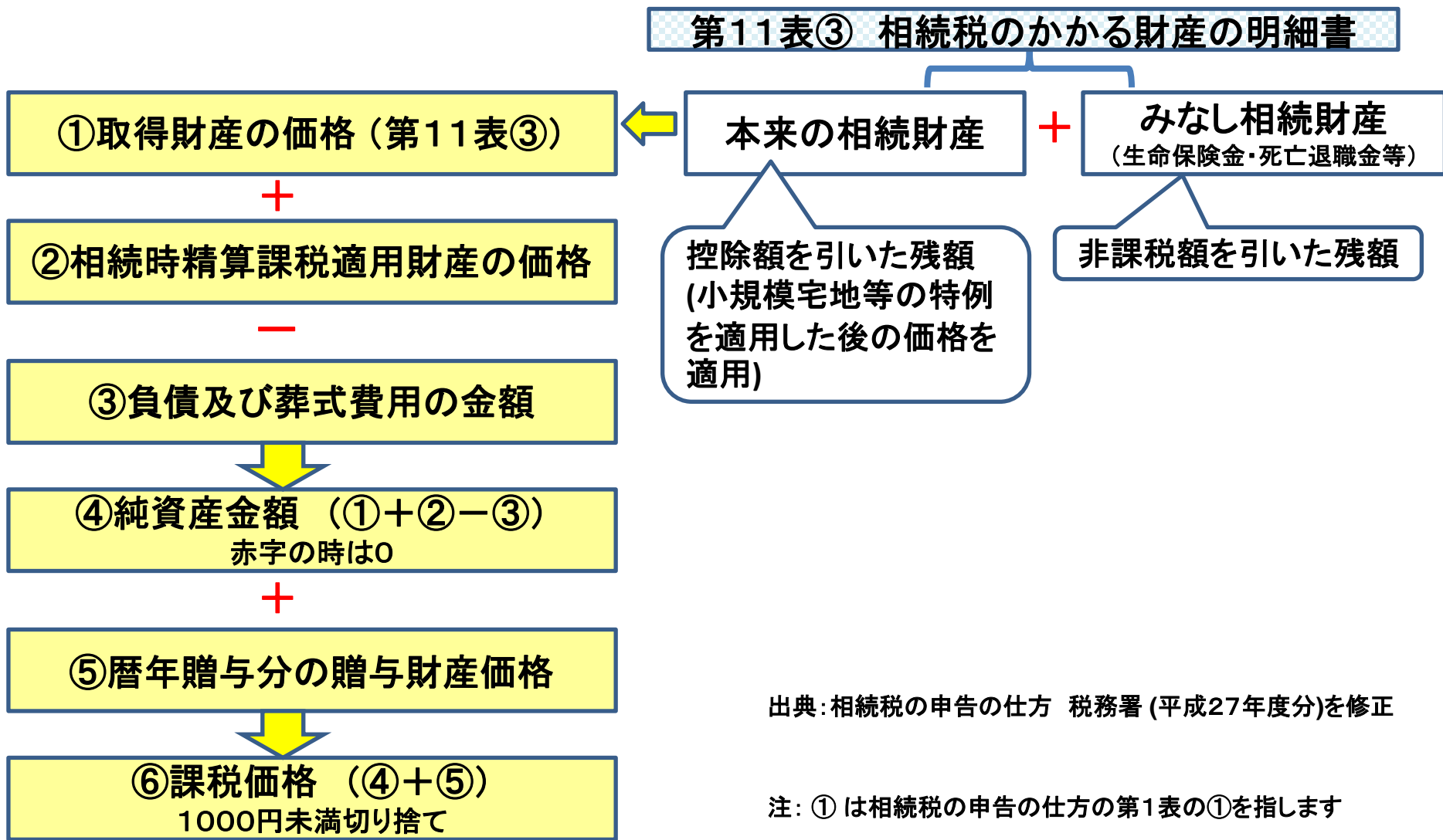
非課税額を引いた残額

注：このページは相続税計算の流れを知っていただくものです。  
本来の計算は相続税の申告の仕方 税務署 (平成27年度分)をご参照ください



事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 【参考】詳細：相続税の申告：課税価格の計算



出典：相続税の申告の仕方 税務署 (平成27年度分)を修正

注：① は相続税の申告の仕方の第1表の①を指します

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 【参考】詳細：相続税の申告：相続税の総額の計算

⑥課税価格 (④+⑤)  
1000円未満切り捨て

出典：相続税の申告の仕方 税務署 (平成27年度分)を修正

第2表⑧ 遺産に関わる基礎控除額

$3000万円 + (600万円 \times (\text{法定相続人の数}))$

第2表⑨ 全員の課税遺産総額 (⑥-⑧)

第2表⑥ 各人の法定相続分に応じる取得金額

相続税の速算表

取得金額	1000万円以下	3000万円以下	5000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円以上
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	無し	50万円	200万円	700万円	1700万円	2700万円	4200万円	7200万円

計算

第2表⑦ 各人の相続税の総額の基となる金額 (相続税の速算表で計算)

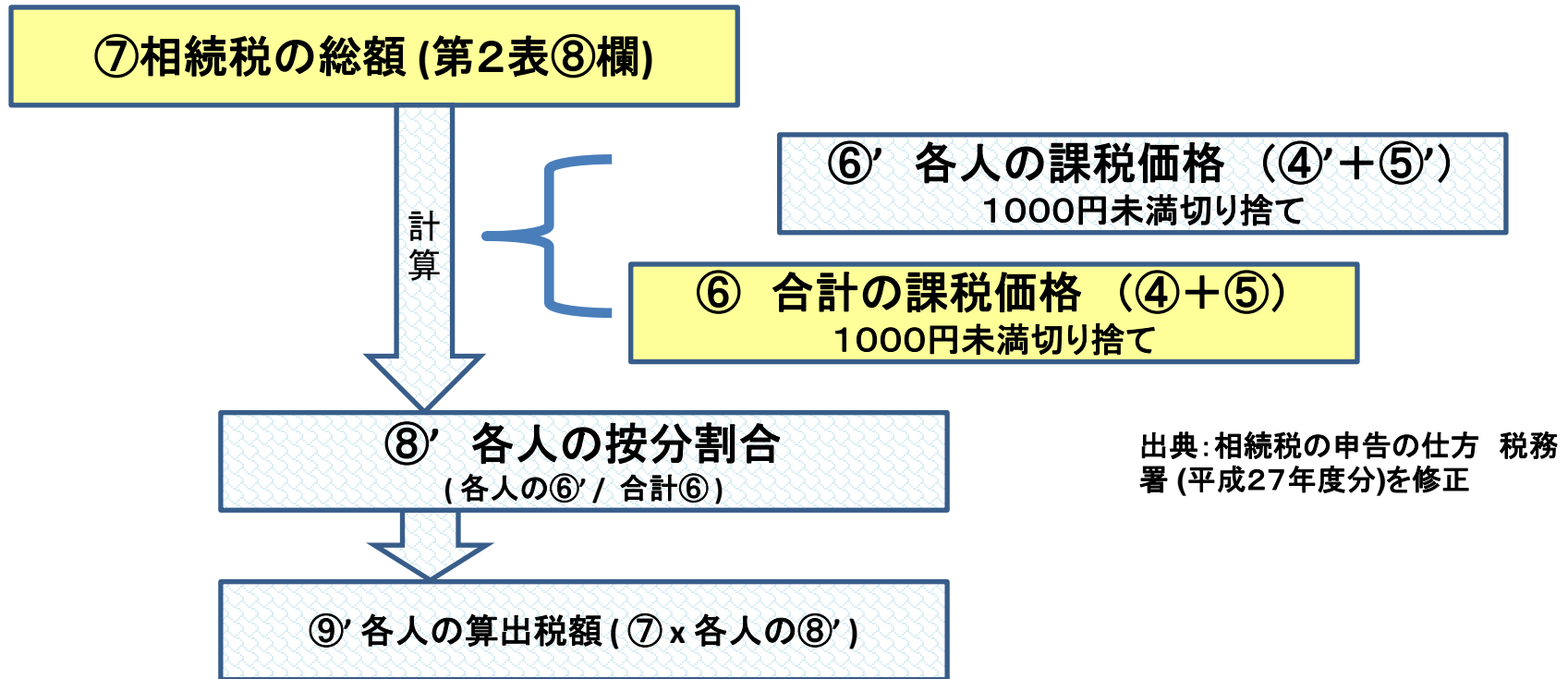
合計

第2表⑧ 全員の相続税の総額の基となる金額

⑦相続税の総額 (第2表⑧欄)

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

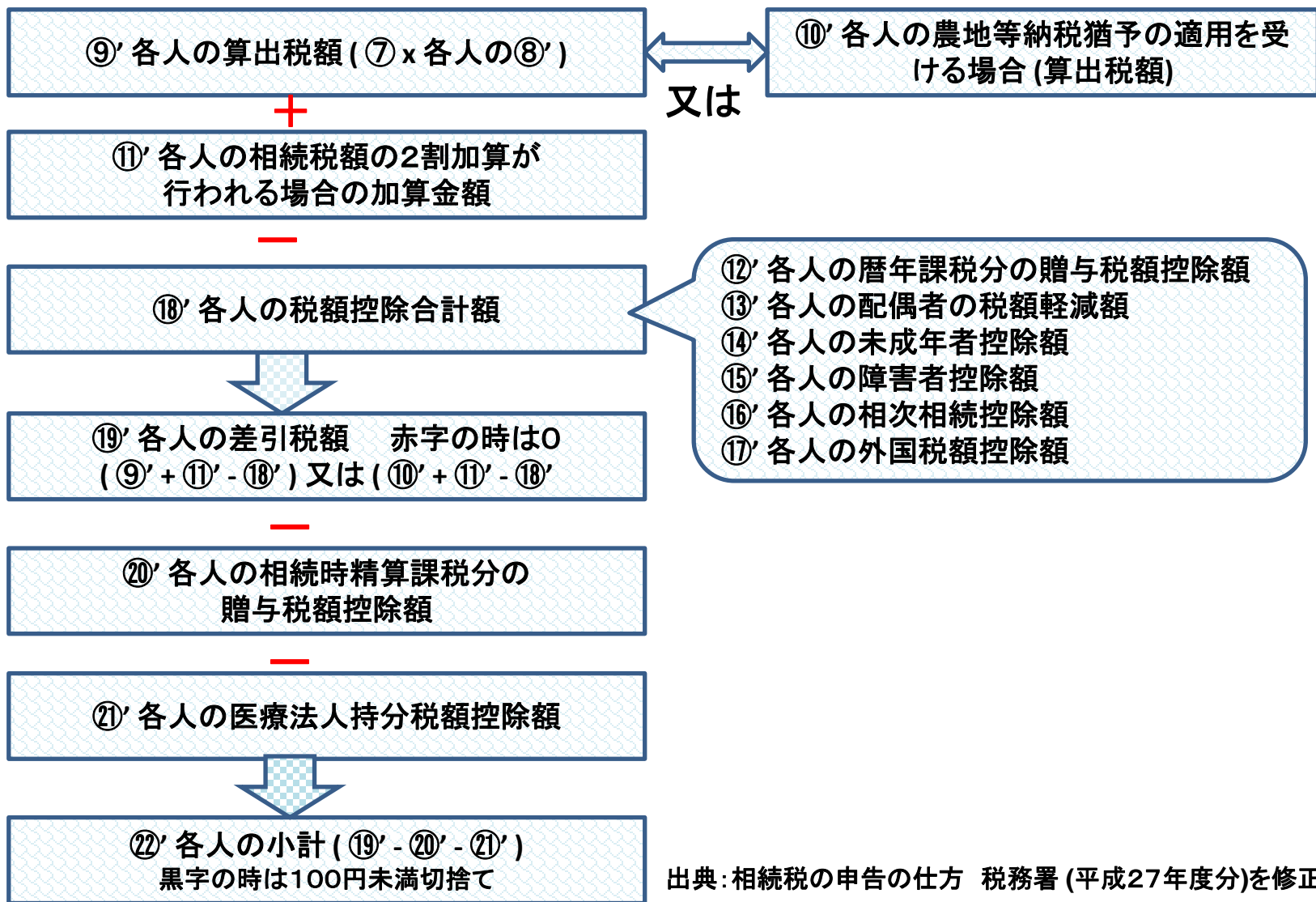
# 【参考】詳細：相続税の申告：各人の算出税額の計算



- ① 各人の按分割合は基礎控除額を引く前の各人の課税価格を使用する
- ② 相続税の総額は基礎控除を引いた後の課税遺産総額を用いて、法定相続割合で分割後、相続税の速算表を使用して計算した各人の相続税の総和です
- ③ 各自の算出税額は相続税総額②を上記の按分割合①で配分する

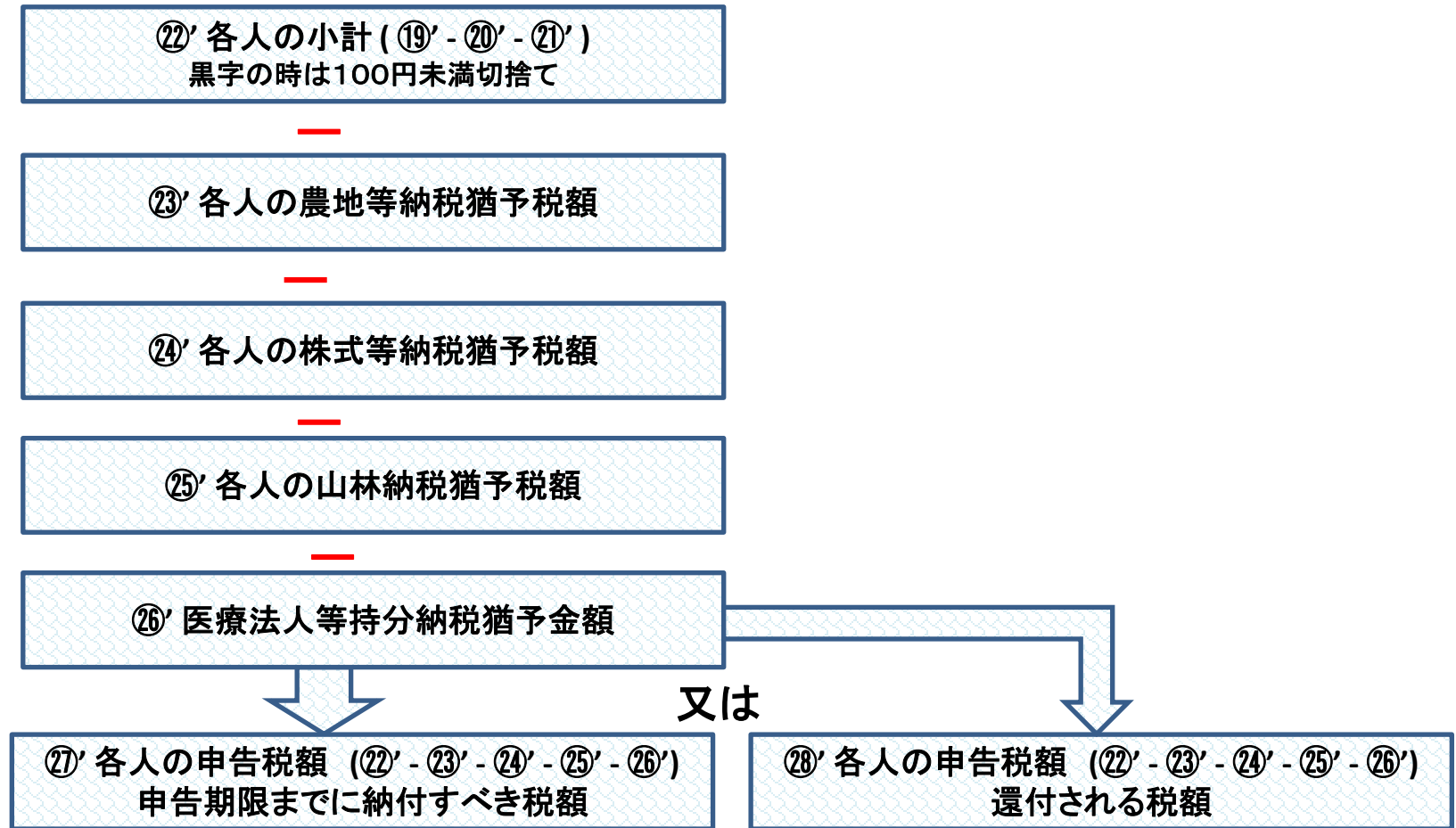
事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 【参考】詳細：相続税の申告：各人の納付(還付)税額の計算 (1)



事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 【参考】詳細：相続税の申告：各人の納付(還付)税額の計算 (2)



出典：相続税の申告の仕方 税務署 (平成27年度分)を修正

参照：検索エンジンで【国税庁 相続税の申告のしかた(平成27年分用)】と入力  
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/shikata-sozoku2015/>  
一括ダウンロード(PDF/7,488KB) を選択ください

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。

# 配偶者の税額軽減額の計算

$$\boxed{\text{配偶者の税額軽減額}} = \boxed{\text{相続税の総額}} \times \frac{\boxed{\text{次のイ、ロのいずれか少ない額}}}{\boxed{\text{課税価格の合計額}}}$$

次のイ、ロのいずれか少ない額

イ: 課税価格の合計額 × 配偶者の法定相続分  
(1億6000万円満たない場合は1億6000万円)

ロ: 配偶者の課税価格

注: 税額軽減の計算の基礎となる財産には、相続税の期限内申告書の提出期限までに分割されていない財産は含まれない。ただし、申告期限から3年以内に分割された場合は軽減税率は適用される。

## 注意点

配偶者が相続する財産は、二次相続のことも考え慎重に検討する必要がある。

出典: 日本FP協会 CFPカリキュラム 相続・事業承継設計を修正

事前の許可なくして、当資料の無断使用、無断複写、無断配布などは、固くお断りいたします。